

附属書十B 収用

締約国は、次の理解を共有していることを確認する。

- 1 締約国による一の行為又は一連の関連する行為は、対象投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分（注）を害しない限り、収用を構成しない。

注 この附属書の規定の適用上、「財産権の持分」とは、当該締約国の法令に基づいて認められる財産権の持分をいう。

- 2 第十・十三条（収用）の規定は、次の二の事態を取り扱う。

- (a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、対象投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

- (b) 第二の事態は、締約国による一の行為又は一連の関連する行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合である。

- 3 締約国による一の行為又は一連の関連する行為が特定の事実関係において2(b)に規定する類型の収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査す

るものとする。

- (a) 政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一の行為又は一連の関連する行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって当該収用が行われたことが確定するものではない。
- (b) 投資家に対する政府の拘束力のある書面による事前の約束（契約、免許その他の法的文書によるものかどうかを問わない。）の当該政府の行為による違反の有無
- (c) 政府の行為の性質（その行為の目的及び文脈を含む。）（注）

注 韓国については、投資家又は投資財産が公共の利益のために負担することが期待されるべき限度を超えた不均衡な負担（例えば、特別な犠牲）を当該投資家が負担するかどうかを適切に考慮することができる。この注の規定は、他の締約国の政府の行為の性質を決定するに当たっては、影響を及ぼさない。

- 4 公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、安全、公衆の道德及び環境の保護、不動産価格の安定化等）を達成するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、2(b)に規定する類型の収用を構成しない。